

2 トラブル等の未然防止対策

(1) 事業計画の申請時（太陽光発電設備等設置前）における改善策

ア 制度等（法改正前）

FIT 又は FIP の制度を利用するために発電事業者が経済産業省に提出する事業計画について、再エネ特措法第 9 条第 4 項及び再エネ特措法施行規則に定められた認定基準のいずれにも適合すると認められるときは経済産業大臣が認定を行うものとされている。

また、事業計画では、発電事業者に以下の項目等について遵守することへの同意（該当項目をチェックする手法）を求めるなど、法令等の遵守を促している。

- ① 事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。
- ② 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
- ③ 発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（20kW 未満の太陽光発電設備を除く。）。
- ④ この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。

イ 調査結果

i) 実地調査した市町村の中には、条例に基づき、発電事業者に対し、設置工事や土地の開発工事の事業着手前に、再生可能エネルギー発電事業の内容等の住民説明を義務付けているほか、事業内容等を市町村に提出させ、許可の取得、届出の提出等を行うよう求めているところがみられた。

また、住民説明を義務化している市町村の中には、事業内容の市町村への提出等と合わせ、住民説明に関する報告書の提出を求めているところがあり、これらの中には、①事業内容等の地域住民に周知した内容、②地域住民からの主な意見、意見に対する回答、③地域住民の意見を踏まえて検討した事業内容となっているか等を確認している市町村もみられた。

ii) 事業着手前に住民説明が行われた事例の中には、以下のように、説明内容と異なる造成や維持管理がなされていたが、関係資料が地域住民に共有されていたことで、迅速な解決が図られている事例がみられた（下記第 4 の事例 9-3 及び 9-4 参照）。

- ① 事業や造成工事の概要等について図面等を用いて記載された資料の回覧が行われたことで、計画と異なる造成工事を地域住民が発見し、防災工事等が実施された事例
- ② 除草時期を説明していたことで、その時期に雑草が繁茂していることを地域住民が発見し、除草作業が実施された事例

ウ 法改正の内容及び今後の経済産業省の対応

改正法による周辺地域への事前周知の認定要件化を踏まえ、経済産業省は、再エネ特措法施行規則を改正¹²し、事業計画の認定申請時¹³に、周辺地域への事前周知（安全面、自然環境・生活環境等の観点から事業による影響と予防措置についての説明等）を行ったことを証する資料の提出を求めることとしている。

エ 改善策の検討

上記イ ii) の造成工事の概要や除草時期の住民説明がなされていたことで、迅速な解決が図られた事例を踏まえれば、改正後の再エネ特措法施行規則により求められる安全面、自然環境・生活環境等の観点での事業の影響と予防措置についての説明が地域住民に対して行われることにより、地域住民によるチェックが働き、トラブル等の未然防止等につながることから、周辺地域への事前周知が適切に実施されることが重要と考えられる。

このため、予防措置に関する説明、地域住民からの質問を踏まえた検討結果の説明などが、適切に実施されているかの確認が必要と考える。

一方で、上記イ ii) は説明内容と異なる造成や維持管理がなされていた事例でもあったことから、周辺地域への事前周知において同様の事例が生じた場合の対応について、経済産業省の見解を確認したところ、「周辺地域への事前周知の内容と実際の再生可能エネルギー発電事業とが異なる場合、認定取消しなどの厳格な対応を行う。」旨の回答があり、その後、説明会等ガイドラインに当該内容が反映されている。

(所見)

経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- 周辺地域への事前周知を行ったことを証する資料に基づき、予防措置の説明、地域住民からの質問を踏まえた検討結果の説明などが適切に行われているかについて確認すること。

(2) 太陽光発電設備等設置後における改善策

ア 制度等

再エネ特措法施行規則では、

- ① 再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施するものであること（第5条第1項第3号）、

¹² 周辺地域への事前周知に係る再エネ特措法施行規則の改正では、以下の規定が追加されている。

- ① 事業計画の添付書類に、周辺地域への事前周知を実施したことを証するために必要な報告書その他の書類を追加
- ② 周辺地域への事前周知のための説明会や事前周知措置の条件等（対象範囲、説明事項等）
- ③ 事業計画認定情報公表用ウェブサイトで公表されている情報に説明会や事前周知措置の実施に関する事項を追加

¹³ 事業譲渡が行われた場合の変更認定申請等を含む。

② 再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること（第5条第1項第5号）、とともに、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること¹⁴等が認定基準として定められており、これらの規定に違反した場合は、改善命令や認定取消しといった措置が講じられる可能性がある。

保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、太陽光発電ガイドライン（資料5-①参照）等において、立地状況に基づき、柵塀、排水対策、雑草繁茂の状況確認の体制や時期などを記載することが求められている。

標識及び柵塀については、太陽光発電ガイドライン等において表2のとおり具体的な遵守事項が規定されている。

表2 標識及び柵塀に係る太陽光発電ガイドラインの記載内容

標識	<ul style="list-style-type: none"> 外部から見えやすい場所に、標識を掲示（太陽光発電設備であって、20kW未満のもの又は屋根に設けるものは除く。） 記載内容については、発電設備の区分（この場合「太陽光発電設備」と記載）・名称・設備ID・設置場所・出力、認定事業者名・住所、保守点検責任者名、連絡先、運転開始年月日について、いずれの項目についても必ず記載し、連絡先については、発電設備の事故等緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、発電事業者又は保守点検責任者のいずれかの連絡先を記載 標識は、風雨により劣化・風化し文字が消えることがない素材を用いて、外部から見えやすい位置に設置
柵塀	<ul style="list-style-type: none"> 外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置 第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。

(注) 1 再エネ特措法施行規則及び太陽光発電ガイドライン（資料5-②参照）に基づき作成した。
2 風力発電ガイドラインでも同じ内容となっている。

適切に保守点検及び維持管理をすること並びに標識及び柵塀を設置することについては、現状、認定申請時に提出する事業計画において、発電事業者から、自己申告で宣誓させている。また、再エネ特措法の認定基準（第9条第4項第1号）の一つとして再エネ特措法施行規則（第5条第1項第6号及び第7号）で提出が義務付けられている定期報告（設置費用報告・運転費用報告）（資料6参照）において、その状況を自己申告させている。

また、標識及び柵塀については、未設置の太陽光発電設備等が多くみられたこと

¹⁴ 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下の法律に係る許可については、再エネ特措法施行規則が改正され（令和5年9月13日公布、同年10月1日施行）、FIT又はFIPの認定申請前に取得しなければならないよう認定手続が厳格化された。

① 森林法（昭和26年法律第249号）における林地開発許可

② 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の許可

③ 砂防三法（砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号））における許可

から、経済産業省では令和3年4月に注意喚起の文書¹⁵を発出している。

なお、定期報告については未提出の発電事業者がみられるため、経済産業省ではより効果的な督促を行っていくとしている。

イ 調査結果

i) 実地調査した市町村では、泥水・土砂等の流出や雑草の管理、生活環境への影響、標識や柵塀の未設置等に関するトラブル等が生じており、これらの中では、標識や柵塀の未設置等に関する事例が相当数みられたほか、表3のとおり、同一の発電事業者等が市町村や都道府県域を越え複数の太陽光発電設備において、不適切な維持管理や関係法令違反をしている状況がみられた。

表3 同一の発電事業者等における複数の太陽光発電設備での不適切な管理等

発電事業者等	設備所在地	トラブル等の内容
発電事業者 A	a 県	雑草の繁茂、標識及び柵塀の未設置
	b 県	柵塀の不適切な設置
発電事業者 B	c 県	計画を超える造成を実施（無許可の林地開発行為）
	d 県	排水対策が不十分であるため、複数回の土砂流出が発生
発電事業者 C	e 県 f 市	申請時の計画と異なる施工を行い、排水対策が未施工
※一方は保守点検責任者として関与	e 県 g 市	申請時の計画と異なる施工を行い、排水対策が未施工、雑草の繁茂

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町村の中には、トラブル等の未然防止のため、条例等に基づき、設置完了届等が提出された発電設備に対する現地確認を実施し、標識や柵塀の設置状況や排水対策の実施状況等を確認しているところ がみられた。

また、地域住民からトラブル等について相談を受けた場合には、ほとんどの市町村において、現地確認し、トラブル等による被害の現状やその発生要因、関係法令違反の有無について把握した上で、発電事業者等への連絡、改善策や住民説明等に関する助言など、発電事業者等と地域住民との間に立って調整を行い、トラブル等の解決や再発防止に向けて対応している状況がみられた。

iii) 市町村の対応により改善が図られた事例がみられた一方で、以下のような要因から対応に苦慮している市町村がみられ、中には、市町村が経済産業局等に通報し、経済産業局等が対応したことで改善が図られた事例もみられた（下記第4の事例10参照）。

① 複数回にわたり土砂等の流出が発生し、その都度助言等を行うが抜本的な改善が図られていない。

¹⁵ 「FIT制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）」（令和3年4月1日付け資源エネルギー庁）

- ② 複数回にわたり電話等で標識や柵塀の設置等の依頼を行っても、改善が図られていない。
- ③ 標識がなく、土地の登記簿等で土地所有者等を探して連絡したが、改善が図られていない。

iv) 現地確認以外にも、以下のとおり、写真を活用して法令遵守状況等を確認している市町村や経済産業局がみられた。

- ① 条例等により、発電設備の設置完了後に現況写真等の提出を義務付けることで、標識や柵塀等の設置を確認している市町村（下記第4の事例11参照）
- ② 指導を行った標識や柵塀の設置状況など目視で確認可能な場合には、改善状況を写真で確認している経済産業局（詳細は下記5(2)カ参照）

また、市町村からは、写真の提出の義務化以降、標識や柵塀等が未設置の発電設備はないため、現況写真の提出の効果があったという意見も聞かれた。

ウ 改善策の検討

トラブル等の未然防止や解決に向け、市町村では現地確認を実施している一方で、市町村が対応をしても改善が図られず、市町村から通報を受けた経済産業局が対応することで改善が図られた事例があることを踏まえると、関係法令違反等をしている発電事業者に対し指導権限を有する経済産業省において、トラブル等の未然防止に向け、現地の発電設備の法令遵守状況等を把握するための調査（以下、本項目で「現地調査」という。）の実施が重要と考える。

一方で、限られた職員数で対応を行っているため、頻繁には現地確認を実施できないとする経済産業局がみられたこと（下記5(2)エ参照）を踏まえると、効率的に運用していく必要があると考える。

このため、現地調査を効率的・効果的に運用していくに当たっては、同一の発電事業者等が複数の発電設備で不適切な維持管理等をしている状況や定期報告未提出の発電事業者がいる状況を踏まえれば、経済産業局に通報のあった発電事業者等の情報や定期報告の提出状況を活用し、現地調査の対象とする発電設備を選定したり、写真等により、標識及び柵塀の設置状況等を把握したりすることが考えられる。

（所見）

経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- トラブル等の事後対応のみならず、未然防止に向け、発電設備への現地調査を強化し、発電設備の法令遵守を徹底させること。

現地調査の実施に当たっては、通報のあった発電事業者等の情報を活用した調査対象の選定や写真等を活用した設備の状況把握により効率的・効果的に行うこと。